

公告

南三陸町制限付き一般競争入札公告

制限付き一般競争入札を次により執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び南三陸町財務規則（平成17年南三陸町規則第32号）第91条の規定により、公告する。

平成27年1月20日

南三陸町長 佐藤 仁

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 平成26年度 泊浜地区外2地区
漁業集落防災機能強化事業調査等業務
- (2) 業務場所 南三陸町歌津字泊浜地内 外
- (3) 履行期間 契約の翌日から平成27年7月31日まで
- (4) 業務概要 泊浜地区
測量調査・設計業務
排水路L=200m、避難路L=220m、
用地測量A=25, 200㎡
館浜地区
測量調査・設計業務
避難路L=70m、用地測量A=4, 200㎡
伊里前地区
測量調査・設計業務
避難路L=80m、水産関係用地A=10, 200㎡
用地測量A=15, 000㎡
- (5) 支払条件 前払及び完成払の2回とする。

2 入札参加資格

- (1) 宮城県内に本社、支店、営業所等（支店、営業所等の場合は、本社から委任を受け、南三陸町入札参加者として登録のあること。）のいずれかを有し、南三陸町財務規則の規定に基づく競争入札参加承認を受けていること。
- (2) 測量業及び建設コンサルタント業登録業者であること。
- (3) 平成15年度以降に国、地方公共団体又はこれらに準ずる機関（公団、公社事業団等）発注による道路業務及び用地整備業務について元請として業務完了の実績を有すること。
- (4) 管理技術者は、次のアからウまでに掲げる条件を全て満たしている者であること。また、照査技術者は、次のイ及びウの条件を満たしている者であること。なお、管理技術者と照査技術者は、兼ねることはできないものとする。

ア 測量法に基づく測量士の有資格者であり、かつ、高度な技術と十分な実務経験を有すること。

イ 技術士「総合技術管理部門：建設－河川、砂防及び海岸・海洋、道路、建設環境、水産－水産土木」若しくは「建設部門：建設－河川、砂防及び海岸・海洋、道路、建設環境または水産部門：水産土木」の資格を有し、技術士法による登録を行っている者、又は、RCCM（河川、砂防及び海岸・海洋部門、道路部門、建設環境部門、水産土木部門）の資格を有し「登録証」の交付を受けていること。

ウ 入札日前3か月以上継続して雇用している者であること。

(5) 地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当しないものであること。

(6) 南三陸町入札参加業者指名停止要領（平成17年南三陸町訓令第37号）に基づく指名停止を受けている期間でないこと。

(7) 南三陸町暴力団排除条例（平成24年南三陸町条例第30号）第2条第4号ウに該当しない者であること。

3 入札手続等

(1) 入札参加申請書類の交付等

ア 交付期間

平成27年1月20日（火）から同月26日（月）までの期間の午前9時から午後5時まで（ただし、閉庁日及び正午から午後1時までの時間帯を除く。）

イ 交付場所

南三陸町建設課

(2) 設計図書等の閲覧

ア 期間

平成27年1月20日（火）から同月30日（金）までの期間の午前9時から午後5時まで（ただし、閉庁日及び正午から午後1時までの時間帯を除く。）

イ 場所

南三陸町役場建設課閲覧所

ウ 質問

設計図書等について質問がある場合は、備付けの質問書に記入し、平成27年1月26日（月）までに南三陸町建設課へ提出すること。

エ 回答

平成27年1月29日（木）午前9時から午後5時までの間、閲覧による。

オ 設計図書等の交付

貸出しによる。ただし、貸出時間は2時間以内とする。

(3) 入札執行の日時及び場所

ア 日時

平成27年2月2日(月)午前11時

イ 場所

南三陸町役場大会議室

4 入札参加資格の承認申請

(1) 申請書類

入札に参加しようとする者(以下「入札参加申請者」という。)は、次に掲げる書類についてそれぞれ正副2部(カについては、1通)を持参により提出し、入札参加資格審査を受けなければならない。

ア 入札参加申請者に係る登記事項証明書

イ 制限付き一般競争入札参加申請書

ウ 測量業及び建設コンサルタント業登録業者であることを証明する書類の写し

エ 類似業務の業務実績調書

オ 配置予定の技術者に関する調書(資格及び雇用関係が証明できる書類)

カ 入札参加申請書の所在地及び名称を記載した返信用封筒(1通)

(2) 受付の期間及び場所

ア 期間

平成27年1月20日(火)から平成27年1月26日(月)までの期間の午前9時から午後5時まで(ただし、閉庁日及び正午から午後1時までの時間帯を除く。)

イ 場所

南三陸町建設課

(3) 入札参加資格審査の結果については、入札参加申請者に対し、参加資格の有無について通知する。

(4) 入札参加有資格者と認められなかった者は、書面により、当該認められなかった理由の説明を求めることができる。

5 入札方法等

(1) 電報、ファクシミリその他の電気通信による入札は、認めない。

(2) 入札の執行においては、入札書に記載された金額に100分の108を乗じて得た金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額とする。)をもって落札価格とするので、入札者が入札書に記載する金額は、入札者が消費税に係る課税事業者であるかを問わず、見積もった金額(消費税及び地方消費税相当額を含む。)の108分の100に相当す

る額とすること。

- (3) 地方自治法施行令第167条の8第3項の規定による再度の入札は、2回に限りこれを行うものとする。

6 入札保証金 免除する。

7 入札の無効等

- (1) 正当な理由なく所定の時刻までに入札の会場に入らなかった者は、失格とする。
- (2) この公告に示した入札参加資格のない者又は虚偽の申請を行った者のした入札及び南三陸町財務規則第95条又は南三陸町建設工事執行規則第17条に該当した入札は、無効とする。
- (3) 委任状を持参しない代理人のした入札は、無効とする。

8 落札者の決定

- (1) 予定価格の制限の範囲内の価格で入札した者のうち、最低の価格で入札をしたものを落札者とする。
- (2) 最低制限価格を設定することとし、当該最低制限価格より低い価格の入札をした者は、失格とする。
- (3) 再度の入札の結果、落札者が決定されなかった場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき、随意契約により契約を締結することがある。

9 契約保証金

落札者は、南三陸町建設工事執行規則第22条の規定により、請負金額の100分の10以上の金額を契約保証金として納付すること。ただし、落札者が同規則第23条第1項各号のいずれかに該当すると町長が認めた場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがある。

10 その他

不明な点については、当町担当に照会すること。

- ・ 南三陸町建設課漁業集落整備係 担当者 赤木・三木・阿部
電話 0226—46—1377 (建設課直通)
FAX 0226—46—4557